

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立南図書館ホールの使用料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立図書館条例第4条第3項 堺市立南図書館ホール使用料規則第3条	
所 管 課	中央図書館	南図書館
審 査 基 準	堺市立図書館条例第4条第3項および堺市立南図書館ホール使用料規則第3条の規定に基づき審査する。 第4条 堺市立南図書館のホールを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 前項の使用の許可を受けた者のうち、法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとするものは、別表第2に定める金額の範囲内で市長が定める使用料を前納しなければならない。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 第3条 条例第4条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。 (1) 本市が主催する行事のために使用するとき。 全額 (2) 公共的団体がその目的のために使用するとき。 半額 (3) 社会教育関係団体がその目的のために使用するとき。 半額 2 条例第4条第3項の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立南図書館ホール使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、減額又は免除に関し参考となる書類を添付させることができる。	
標準処理期間	標準処理期間	即日～7日程度
	標準処理期間を設定できない理由	